諸外国の行動制限等の現状について (3/25 17:00時点更新・調査中)

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
米国	〇連邦政府は、15日間、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発表(3月16日) 〇各州及び各自治体(郡市)において、例えば以下のような措置を実施・レストラン・バー等の店内営業禁止(持ち帰り等に限る)(カリフォルニア州、オハイオ州、ニューヨーク州等)・必要不可欠ではない業態のビジネス(興行等)の閉鎖指示(ネバダ州、メリーランド州等)・集会・イベントの禁止等(ニューヨーク州、ハワイ州等)	○全国46州で3月16日以降、順次学校閉鎖を実施。少なくとも121,000の公私立学校の5,450万人に影響 ○カンザス州、バージニア州は今年度末(8月末)までの閉校を決定 ○州単位で閉校を決定していない州においても、広範な地域で学校閉鎖を実施	〇連邦政府による非常事態宣言(3月13日) 〇連邦政府は、15日間、10人以上の社会的会 合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を 避ける等の大統領ガイドラインを発表(3月16日)(再掲) 〇全州による非常事態宣言等の発出 〇各州・自治体による自宅滞在命令の発出(カリフォルニア州、イリノイ州、コネティカット州等) 〇国務省による全ての海外渡航の中止勧告(3月19日) 〇連邦政府による大規模災害宣言(ニューヨーク州(21日)、ワシントン州、カリフォルニア州(22日))
カナダ	〇連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実際に導入するかどうかは各州政府が決定。例:250人以上のイベント中止要請(ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州等)	【マニトバ州】 ・学校(幼稚園~高校)の閉鎖を要請 (3月13日~4月13日(予定))	〇クルーズ船への乗船中止要請(3月9日連邦 外務省) 〇不要不急の海外渡航に対する中止要請(3月 13日連邦外務省) 〇州政府による非常事態宣言等の発出:オンタ リオ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロ ンビア州(3月17日)

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
英国	○2020年5月7日予定の統一地方選の1年延期を発表(3月13日) ○大規模イベントに対する政府の不支持を表明。(3月16日首相会見) ○パブ、レストラン、劇場等の3月20日夜からの閉鎖(3月20日首相会見) 【スコットランド】 ・500人以上の集会禁止(3月16日~)	〇イングランド、ウェールズ、スコットランドで学校閉鎖(3/20~) (北アイルランドは児童生徒は3/18~、 教職員は3/23~) ただし、医療職員等主要労働者の児童 生徒のためには学校継続。	〇単身の有症状者は、7日間自宅・3月16日間の有症状者は、7日間自、3月16日間の有症状がのある場合に14日間のの自宅・3月16日間ののもも機がでは、3月16日間ののもものの場合を変が、150万分のは、20月間のののでは、20月間ののでは、20月間ののでは、20月間ののでは、20月間ののでは、20月間ののでは、20月間ののでは、20月間ののでは、20月間ののでは、20月間ののでは、20月間ののは、20月間のは、20

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
スペイン	〇生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業停止 (3月14日〜当面15日間)	○全州の大学以下の教育機関の休校措置	〇全ての不要不急の移動を制限(必需品の購入、通院等を除く)(3月14日~当面15日間)
フランス	○100人以上の集会を禁止(3月15日~4月15日) ○大衆向け施設(レストラン、飲料提供店、美術館等)の 受入れを禁止(3月15日~4月15日) ○屋外市場を閉鎖(屋外市場が唯一または最適な供給手段 を想定し、地方長官が適用除外を決定)(3月24日~) ○3月22日に予定されていた市町村議会選挙の決選投票を 延期	〇子どもの受入れ施設・教育機関(保育 所、小中学校、高校大学等)を一時停止 (3月16日〜3月29日)	○100人以上が乗船するクルーズ船の寄港を禁止 (3月15日~4月15日) ○自宅外の移動を禁止(必需品の買物、通院、 テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等 は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が 必要)(3月17日~3月31日)※罰則付き ○公衆衛生法典に「衛生緊急事態」に係る規定 を創設し、「衛生緊急事態」を宣言すること で、移動制限、物資の徴用等の広範な権限が行 使可能に。また、違反者の罰則強化※従来より 公衆衛生法典に基づき措置を講じる権限はあっ たが、より明確化

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
ドイツ	○独全土において、全ての飲食店の閉鎖(個人が自宅で飲食するための料理の販売は例外) ○グループによるパーティーは、公共の場所か私的な空間(住居)かを問わず許容されない。違反行為には罰則上記は、最短2週間適用する(3月22日) 【バイエルン州、バーデン=ヴュルテンベルク州、ザクセン州、ザクセン=アンハルト州】州令に基づき、勤労活動・生活必需品の購入等以外の外出を制限し、違反者に罰則	〇全州の教育施設(学校、幼稚園等)の 休校措置(最長で3月16日~4月19日)	○独全土において、接触制限(公共空間における同居家族以外の2人を超える集まりを禁止)を最短2週間適用する(3月22日)○観光目的での外国渡航中止を勧告(3月17日)
スイス	〇食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種(ヘアサロン等)を閉鎖(テイクアウト食品店等は対象外)(3月17日~4月19日) 〇連邦議会は開催中の上下両院による春会期の中断を決定。(3月15日) 〇公私を問わず、全てのイベントを禁止(近親者の葬式を除く)(3月16日)	〇小学校以降の教育機関を閉鎖(全国4月4日まで、ジュネーブ州4月8日まで、ヴォー州4月30日までなど)〇ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断。	〇大統領による非常事態宣言(3月16日) 〇社会生活で人との距離を保つよう要請。 〇ラッシュ時通勤の回避・テレワークを推奨。

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
韓国	3月22日~4月5日の15日間、社会距離の確保(Social distancing)を集中的に実施 〇国民への要請 ・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制・退勤後は直ちに帰宅 ・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制 〇宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告 ※勧告に従わない場合、感染症予防法に基づき勧告状の発出後、集会・集合禁止命令(行政命令)が出され得る。	○幼稚園、初・中等学校の新学期始業日を延期(4月6日へ) ○保育園の休園期間を延長(4月5日へ)	3月22日~4月5日の15日間、社会距離の確保 (Social distancing)を集中的に実施 〇国民への要請 ・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・ 中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、 通勤以外は外出を自制 ・退勤後は直ちに帰宅 ・在宅勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制 の宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告※勧告に従わない場合、、集合禁止命令(行政命令)が出され得る。(再掲)